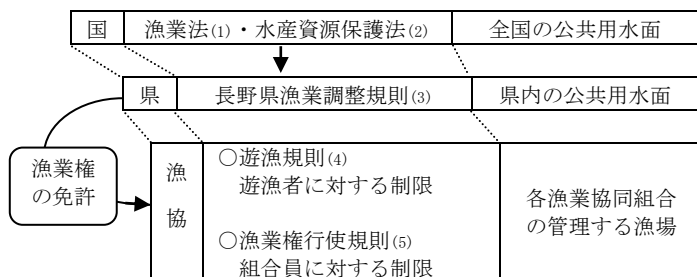


第1 釣りのルールとマナー

1 釣りのルール（漁業関係法規）

河川湖沼などで魚を捕る際は、^{なりわい}業として行う漁業の場合だけでなく、レジャーとして行う釣りなどの遊漁の場合も、漁業法、水産資源保護法及び長野県漁業調整規則などの決まりを守らなければなりません。

○ 漁業に関する法規体系と適用範囲



漁業関係法規の制限や禁止事項は、県内の河川湖沼など「公共の用に供する水面」と「公共の用に供しない水面」であって公共の用に供する水面と接続して一体をなす水面に適用されます。漁業協同組合（以下「漁協」という。）が管理していない河川湖沼であっても適用されますが、養魚場の池や水路、河川と接続していない農業用ため池などの私有水面には適用されません。

河川湖沼（＝内水面）漁場の利用には、以下のような特徴があります。

- ① 海に比べ専門漁業者が著しく少なく、漁業を営まない「水産動植物の採捕者」が多くいる。
- ② 海に比べ漁場が狭く採捕⁽⁶⁾が容易なため、資源が枯渇する恐れが大きく、放流等の増殖をしなければ成り立たない。
- ③ 河川湖沼は公共的性格が強く、漁協組合員の他に多くの人が利用している。

○ 用語の説明

(1) 漁業法

漁場利用の関係を規定した漁業に関する基本法で、漁業権⁽⁷⁾の免許、漁業調整等に関する事項が定められており、河川湖沼での漁業や遊漁についても規定されています。

(2) 水産資源保護法

水産資源保護法(以下「保護法」という。)は、水産資源の保護培養を目的としたもので、水産動植物に有害な物の遺棄や水質汚濁に関する制限や禁止事項などが定められています。

(3) 長野県漁業調整規則

漁業法第119条では漁業や遊漁の調整のために、また、保護法第4条では水産資源の保護のために、知事は規則を定めることができると規定されています。

これらの規定を受け、農林水産大臣の認可のもとに長野県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）が定められています。

この規則には、採捕の制限や禁止に関する事項が規定されています。

(4) 遊漁規則

各漁協では、漁業法第170条の規定により、漁業と遊漁の調整及び資源保護のために遊漁規則を設けています。

遊漁規則には、遊漁に当たっての制限の範囲や遊漁料⁽⁸⁾、遊漁に際し守るべき事項などが規定されており、遊漁者は遊漁規則を守って魚を捕らなければなりません。

なお、規則の制定・変更にあたっては、知事は遊漁の不当な制限を防ぎ、漁場利用の公平性を図るため、内水面漁場管理委員会⁽⁹⁾の意見を聴いた上で認可しなければなりません。

(5) 漁業権行使規則

漁業者（漁協組合員）が守らなければならない規則で、遊漁規則と同様に知事の認可を受けなければなりません。

行使規則でも遊漁規則と同様の制限等が規定されており、漁業者が違反した場合は過怠金を科せられることがあります。

(6) 採捕

漁業関係法規における「採捕」とは、自然の状態にある水産動植物を採取捕獲する『行為』をいい、その水産動植物を自分の支配下に置くこと、又は所持していることを必要としません。

したがって、1尾も魚が釣れなくても、「釣る」あるいは「釣ろうとする」行為そのものが「採捕」にあたります。

(7) 漁業権

漁業権とは、特定の水面において排他的に漁業を営む権利で、知事が免許しています。

漁業権は、漁業を営む権利であり、川や湖を支配、占有する権利ではありません。

なお、河川湖沼には第5種共同漁業権⁽¹⁰⁾が設定されています。

(8) 遊漁料

漁協が管理する漁場で、釣り（遊漁）をするときは、遊漁料を支払って遊漁承認証（遊漁券）を入手しなければなりません。遊漁料とは、漁協が漁業権の免許に伴い義務として行っている増殖や漁場の管理に関する費用の一部を、組合員と同様に一般の遊漁者にも負担してもらうものです。

なお、遊漁料と遊漁承認証については、各漁協の遊漁規則に定められています。

(9) 内水面漁場管理委員会

水産動植物の繁殖保護や漁場の使用に関する紛争防止など、漁業調整のための機関として長野県内水面漁場管理委員会が設置されています（漁業法第171条）。

委員会は、漁業者代表、採捕者代表及び学識経験者で構成され、漁業権の免許や遊漁規則等について、知事の諮問に対する答申、地域的な漁業調整などの権限・機能を有しています。

(10) 第5種共同漁業権

内水面において営む漁業の権利で、藻類や貝類などを対象とした第1種共同漁業権に該当しないものをいいます。

第5種共同漁業権については、水産業協同組合法に基づいて組織された漁協（又は漁業協同組合連合会）でなければ免許を受けることができません。

また、内水面漁場の特徴から、海の漁業権とは以下のような点が異なっています。

- ① 免許を受けた漁協は、漁業権対象の魚種ごとに、稚魚の放流や産卵場造成などの方法で資源を増殖することが義務づけられている。
- ② 第5種共同漁業権の漁場では基本的に遊漁者を排除できない。また、採捕の制限が必要なときは、漁協は遊漁規則を定めなければならない。

2 釣りのマナー

- (1) 自動車を駐車するときは、地元の人々の生活や仕事に迷惑をかけないような場所を選び、他人の土地や畑などには立入らないようにしましょう。
- (2) 釣り場の環境を大切にするため、ゴミや煙草の吸い殻は持ち帰りましょう。
- (3) 放置された仕掛けで、野鳥が傷つき、川に遊びに来た子どもがケガをすることもあります。使用した仕掛けは、持ち帰り処分しましょう。
- (4) 設置されている漁具等に手を触れたり、漁業作業場に入らないようにしましょう。
- (5) 他の人に迷惑をかけないために、釣り場では適当な間隔を置いて割り込まないようにし、狭い場所では譲り合って釣みましょう。
- (6) 釣りをするときは、遊漁券（遊漁承認証）を購入し、釣り場では見えやすいところに付けましょう。